

平成25年(厚)第288号

平成26年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とするうつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、障害認定日による請求に対して、「請求のあった傷病(うつ病)について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚生年金保険法施行令別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していません。」という理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下、これを「原処分」という。)を行い、事後重症による請求に対しては、平成〇年〇月〇日付で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める3級に該当するとして、受給権発生日を同年〇月〇日とし、その翌月から障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日を受給権発生日とする障害厚生年金の支給は、障害認定日における障害の状態が厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上の障害の状態にある者に支給されることになっている。そして、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。

2 本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める程度以上に該当しないと認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 本件障害の状態について判断する。請求人の当該傷病による障害は、精神の障害と認められるところ、これにより障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(13号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が掲げられている。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

その認定基準の「第2 障害認定に

当たつての基本的事項」によれば、障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年法施行令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、障害等級3級の障害の状態の基本は、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであるとされている。

そうして、認定基準第3第1章の「第8節／精神の障害」によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に該当するものと認定するとされている。また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」（以下「そううつ病」という。）、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」「発達障害」に区分され、そううつ病により障害等級3級に相当すると認められるものを一部例示するとして、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」が掲げられており、そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるから、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動の状態を十分考慮するとされている。そして、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とするとされている。

る。

そうして、本件障害の状態は、a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、障害の原因となった傷病名として当該傷病が掲げられた上で、既存障害として「糖尿病」があり、発病から現在までの病歴及び治療の経過等は、請求人の父親（B）が、本件診断書現症日の平成〇年〇月〇日に陳述したとして、「大卒後4～5年間就職してからタクシーの運転手になった。H.〇年初めから、仕事上のストレスをつよく感じるようになり不安感、抑うつ感、睡眠障害が生じ 又、被害妄想的感情が生じた。H.〇.〇.〇a病院受診 以後通院した」、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「仕事上の同僚の助言などに敏感に反応し、抑うつ的になり、就労意欲減少、不安感、睡眠障害などの症状があった」とされ、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分、その他（睡眠障害、食思不振）、幻覚妄想状態等（妄想）があり、具体的には、「抑うつ感の為、思考・運動制止にいたる状態になることもある。世間の人が、自分の悪口をいっているようで不安であると被害妄想的感情を有することがある。食思不振 睡眠障害がある」、生活環境は、同居者（有）の在宅生活で、「他者との交流はきわめて乏しい」とされている。日常生活能力の判定をみると、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係は、助言や指導があればできる、適切な食事、身辺の清潔保持は、いずれも自発的にできるが時には助言や指導を必要とする程度であり、日常生活能力の程度は、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断されている。就労状況に関する記載はなく、

身体所見（神経学的な所見を含む。）には、「糖尿病 高血圧」があり、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活活動能力は乏しく 労働能力はなし」、予後は、「現状維持できれば良いが症状悪化する可能性大きい」と記載されていることが認められる。そうして、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）に基づいて、障害認定日前後における標準報酬月額をみると、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日は、それぞれ、〇〇万円、〇〇万円、〇〇万円、〇〇万円であり、平成〇年夏から平成〇年冬までの期間の賞与は、〇〇.〇万円、〇〇.〇万円、〇〇.〇万円、〇〇.〇万円であり、変動はあるものの継続して給与並びに賞与が支払われていたことが認められる。

以上のような障害認定日当時における本件障害の状態としては、思考・運動制止、憂うつ気分、睡眠障害、食思不振、妄想があり、日常生活能力の程度としては、「(4)」とされているものの、請求人作成の平成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立書によれば、障害認定日頃の状態として、電車をを用いて1時間程の通勤をし、ハイヤー乗務員として、障害認定日の前月及び前々月にはいずれも月20日勤務ができており、「仕事中は常にきんちようしていた。」「収入に対して不安があった。」とした状況であったにしても、障害認定日当時の標準報酬月額は〇〇万円とされており、かつ賞与も支払われ、その後においても平成〇年〇月〇日に資格を喪失するまで標準報酬月額に著しい変動がなかったことから判断すると、就労に困難な状況があったにしても、障害認定日当時においては、継続した就労ができ、それに対する報酬も支払われていたと認めることができる。そうすると、以上のような状態をもって、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であったと認めることはできず、また、障害等級3級の例示で

ある「気分、意欲、行動の障害及び思考障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」には相当せず、本件障害の状態は労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものには該当しない。

- 2 そうすると、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に掲げる3級の程度に該当しないし、もとよりそれより重い2級又は1級の程度に該当しない。
- 3 よって、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。